

不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン

令和5年4月

財務省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省

1. ガイドラインの性格

不当廉売関税に関する制度の運用については、国内関係法令、関税及び貿易に関する一般協定及びダンピング防止協定に定められているところによるが、このガイドラインは、これらを補完し、制度の円滑な運営に資するために制定するものである。なお、本ガイドラインの適用に当たっては、個々の事案ごとに柔軟かつ弾力的な対応を妨げないものとする。また、各協定の適用に当たっては、国際的に確立された各協定の解釈を考慮する。

2. 定義

このガイドラインにおいて、「法」、「政令」又は「ダンピング防止協定」とは、それぞれ「関税定率法（明治43年法律第54号）」、「不当廉売関税に関する政令（平成6年政令第416号）」又は「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」をいう。

3. 同種の貨物（法第8条第1項、政令第2条第1項、第4条第1項）

本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の調査に係る法第8条第1項に規定する不当廉売された貨物と同種の貨物の認定に当たっては、本邦において生産される貨物を対象とする。また、正常価格（同項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）の算出に係る同項に規定する輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物（その他これに準ずるものとして政令第2条第1項で規定する場合を含む。）の認定に当たっては、供給国において生産又は輸出される貨物を対象とする。

4. 本邦の産業

（1）相当の割合（政令第4条第1項）

政令第4条第1項に規定する相当の割合は、概ね50%とする。

（2）本邦の生産者から除外される生産者（政令第4条第1項、第2項）

政令第4条第2項の規定により同条第1項の本邦の生産者には含まないものとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産高は、当該貨物の本邦における総生産高の計算に当たっては、これを含める。

（3）支配関係（政令第4条第2項ただし書）

政令第4条第2項ただし書各号に規定する支配とは、我が国の会計原則に基づく次のいずれ

かに該当する場合をいう。

一 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合

二 他の会社等の議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

① 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。

② 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

③ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

④ 他の会社等の資金調達額の総額の過半について融資を行っていること。

⑤ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている場合であって、かつ、4（3）二の②から⑤までのいずれかの要件に該当する場合

（4）当該輸入貨物の供給者又は輸入者と関係を有する生産者又は自ら輸入を行った生産者の例外（政令第4条第2項ただし書）

一 政令第4条第2項ただし書に規定する他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないか否かの判断に当たっては、次に掲げる事項を考慮して行う。

① 取引量、用途その他の当該貨物に係る支配関係にある者との取引の実態

② 法第8条第4項、第21項又は第26項の規定による課税の求め等に対する支持の状況

③ その他直接又は間接の支配関係が他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないと認められる特別の事情

二 政令第4条第2項ただし書に規定する主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であるか否かの判断に当たっては、次に掲げる事項を考慮して行う。

① 輸入先、輸入量、輸入の目的その他の当該貨物に係る輸入の実態

② 法第8条第4項、第21項又は第26項の規定による課税の求め等に対する支持の状況

③ その他主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であると認められる特別の事情

5. 課税の求め等

（1）証拠の提出先等（政令第4条第2項ただし書、第7条第1項から第7項まで、第9項後段、

第10条第1項、第2項、第10条の2第1項、第2項、第11条第2項、第12条第1項、第3項、第12条の2第1項、第2項、第13条第1項、第2項、第14条第1項、第17条第2項)

政令第4条第2項ただし書に規定する証拠、政令第7条第1項から第7項まで若しくは第9項後段に規定する書面若しくは証拠、政令第10条第1項若しくは第2項に規定する証拠、証言若しくは書面、政令第10条の2第1項若しくは第2項に規定する証拠、証言若しくは書面、政令第11条第2項に規定する書面、政令第12条第1項若しくは第3項に規定する書面、政令第12条の2第1項若しくは第2項に規定する意見の表明、政令第13条第1項若しくは第2項に規定する情報、政令第14条第1項に規定する書面又は政令第17条第2項に規定する書面の提出先又は申出先は、財務省関税局関税課特殊関税調査室とし、名宛人は、財務大臣とする。提出に際して電磁的記録媒体を提出する場合には、書面による提出部数は最低1部とし、当該媒体を提出しない場合には、書面による提出部数は最低4部とする。

(2) 十分な証拠 (法第8条第4項)

法第8条第4項に規定する十分な証拠とは、合理的に入手可能な情報に基づく証拠とする。ただし、関連する証拠によって裏付けられない単なる主張は、当該十分な証拠であるとみなされない。

(3) 団体による課税の求め等 (法第8条第4項、第21項、第26項、政令第5条第1項第1号)

法第8条第4項、第21項又は第26項の規定に基づき、団体による課税の求め等がなされた場合、当該団体が実在すること及び当該課税の求め等が団体として合意されたものであることについて確認する。

(4) 課税の求め等の記載事項・記載要領例、証拠の提出様式例及び秘密証拠等の要約の作成例 (政令第7条第1項から第6項まで、第10条第1項、第5項)

一 不当廉売関税を課すること等を求める場合には、別添1の課税の求め等の記載事項・記載要領例に従い、必要事項を記載した書面を提出することとし、その際に添付する証拠の提出様式例は別添2とする。また、秘密証拠等の要約を作成する場合の作成例は別添3とする。なお、提出する書面及びその際に添付する証拠のうち不当廉売差額に係る事項については、7. に従うこととする。

二 政令第10条第1項に規定する証拠の提出様式例は別添4とする。なお、財務大臣は、必要事項を記載した別添4中の別紙1 (「証拠により証明しようとする事実を記載した書面」) が添付されていない場合には、同項に規定する証拠により証明しようとする事実を記載した書面の提出がされていないものとみなし、当該証拠を受理しないことができる。また、秘密証拠等の要約を作成する場合の作成例は別添3とする。なお、提出する証拠のうち不当廉売差額に係る事項については、7. に従うこととする。

(5) 相談窓口 (法第8条第4項、第12項、第21項、第26項)

不当廉売関税を課すること等の求めに関する相談の担当部局は、以下の部局とする。

・財務省関税局関税課特殊関税調査室

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

電話番号：03-3581-8236

電子メールアドレス：anti.dumping@mof.go.jp

・経済産業省貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話番号：03-3501-3462

電子メールアドレス：bz1-qfcbk@meti.go.jp

6. 調査の開始等

(1) 調査開始決定までの期間（法第8条第5項、第13項、第22項、第27項、第31項）

法第8条第5項、第13項、第22項（同条第31項において準用する場合を含む。）又は第27項の調査（6（2）、（5）及び（6）、12.並びに14（1）一を除き以下単に「調査」という。）を開始するか否かの決定は、政令第7条第1項から第5項までの規定による書面が提出された後、2ヶ月程度を目途に行う。なお、当該書面が提出された場合には、必要に応じ、補正（証拠の追加を含む。）を求めることがある。この場合には、全ての補正が完了した日から2ヶ月程度を目途に調査を開始するか否かの決定を行う。

(2) 調査開始の検討（法第8条第5項、第22項、第27項、政令第7条第1項第5号、第7号、第3項第7号、第4項第7号、ダンピング防止協定5.4）

一 法第8条第1項に規定する本邦の産業を所管する大臣（6（2）二において「産業所管大臣」という。）は、関係生産者等又は関係労働組合に対し、法第8条第4項、第21項又は第26項の規定による課税の求め等に対する支持の状況の確認をすることができる。ただし、政令第7条第1項第7号、第3項第7号又は第4項第7号に規定する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況により次のいずれかに該当することが示されないときは、当該確認をしなければならない。

① 当該課税の求め等を支持している関係生産者等（当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者を直接又は間接の構成員とする団体の場合にあっては、その直接又は間接の構成員である当該生産者をいう。6（2）三①において同じ。）の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高（政令第5条第2項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該貨物の本邦における生産高を除く。）の二分の一を超えること

② 当該課税の求め等を支持している当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の二分の一を超えること

二 産業所管大臣は、6（2）一に規定する確認をした場合には、当該確認の結果を財務大臣及び経済産業大臣に書面により通知しなければならない。

三 政令第7条第1項第7号、第3項第7号又は第4項第7号に規定する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況（6（2）一に規定する確認をした場合には、当該確認の結果）により、次のいずれかに該当することが示されない限り、法第8条第5項、第22項又は第27項に規定する必要があると認めるときには該当しないものとする。

① 法第8条第4項、第21項又は第26項の規定による課税の求め等を支持している関係

生産者等の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高の合計が当該課税の求め等に反対することを明らかにしている関係生産者等の当該貨物の本邦における生産高の合計を超えること

- ② 当該課税の求め等を支持している当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が当該課税の求め等に反対することを明らかにしている当該生産に従事する者の合計を超えること

四 法第 8 条第 4 項の規定により不当廉売関税を課することの求めがなされた場合において、同条第 5 項に規定する調査を開始するか否かの検討に際しては、当該求めにおいて提出された証拠等について、特に以下の項目につき確認を行う。

- ① 不当廉売された貨物の輸入の事実

- イ 正常価格が検証可能な形で示されていること。

- ロ 輸出価格（法第 8 条第 1 項の規定による輸出のために販売された価格をいう。以下同じ。）が検証可能な形で示されていること。

- ハ 6（2）四①イ及びロで示された価格の比較により、輸出価格が正常価格よりも低いこと。

- ② 不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

- イ 不当廉売された貨物の輸入の絶対的な増加又は本邦における生産又は消費と比較して相対的な増加が示されていること。なお、不当廉売された貨物の供給国が複数存在する場合には、当該増加が当該供給国別に示されていること。

- ロ 不当廉売された貨物の輸入により、本邦における不当廉売された貨物と同種の貨物の価格が押し下げられていること又は不当廉売された貨物の輸入がなかったとしたならば生じたであろう当該価格の上昇が妨げられていることが示されていること。

- ハ 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に及ぼした影響（少なくとも申請者についての販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益率若しくは操業度の低下又は資金流入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資への悪影響を含む。）が合理的に入手可能な情報により示されていること。

- ニ 6（2）四②イ、ロ及びハで申請者が示した事実等に基づき、本邦の産業に与える実質的な損害等が説明されていること。

- ホ 不当廉売された貨物の輸入と本邦の産業に与える実質的な損害等との間に因果関係が確認できること。

五 6（2）四の検討の範囲は、原則として不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている事項に限る。ただし、当該書面の提出後に 6（1）の補正が行われた場合には、補正された書面に基づき調査を開始するか否かを判断する。

- (3) 関税・外国為替等審議会（政令第 8 条第 1 項、第 16 条第 2 項、第 3 項）

財務大臣は、調査を開始することが決定されたときは、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会の委員に通知するとともに、適当な時期に調査開始に至った事情を同部会に説明する。

財務大臣は、政令第 16 条第 2 項又は第 3 項の規定により通知及び告示をする場合は、その

内容を関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会に報告する。

(4) 調査担当者団（政令第18条）

財務大臣は、調査を開始することが決定されたときは、法第8条第1項に規定する本邦の産業を所管する大臣及び経済産業大臣と協議の上、財務省、当該本邦の産業を所管する省及び経済産業省の関係職員からなる調査担当者団を設ける。

(5) 調査の標準期間（法第8条第5項、政令第8条第1項第7号、第10条第1項、第10条の2第1項、第12条第1項、第12条の2第1項、第13条第1項、第13条の2、第15条、第16条第1項、第2項）

一 法第8条第5項に規定する調査の開始に当たり、政令第8条第1項第7号に基づき告示する証拠の提出等の期限については、原則として、以下を目途に設定する。なお、政令第10条第2項又は第10条の2第2項に基づき求める証拠の提出の期限（質問状の回答期限）については、8（1）のとおりである。

① 政令第10条第1項前段及び第10条の2第1項前段の規定による証拠の提出及び証言の期限

調査開始から3ヶ月

② 政令第12条第1項の規定による対質の申出、政令第12条の2第1項の規定による意見の表明及び政令第13条第1項の規定による情報の提供の期限

調査開始から4ヶ月

二 法第8条第5項に規定する調査に関する手続については、原則として、以下を目途に行う。

① 対質

調査開始から5ヶ月後

② 現地調査

調査開始から6ヶ月後

③ 仮の決定

調査開始から8ヶ月後

④ 重要事実の開示（政令第15条の規定による通知をいう。以下同じ。）

調査開始から10ヶ月後

⑤ 最終決定

調査開始から1年後

三 法第8条第5項に規定する調査の開始後において、当該調査に係る貨物の供給者等、政令第8条第1項の規定により告示した事項を変更することが適当であると認められる場合には、原則として当該告示の改正により対応することとする。その際、利害関係者（政令第10条第1項に規定する利害関係者をいう。以下同じ。）及び産業上の使用者等（政令第13条第1項に規定する当該調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体をいう。以下同じ。）のうち変更された事項に係る者に対し、調査開始の時点で利害関係者及び産業上の使用者等に対して与えられた証拠の提出等の権利（政令第8条第1項第7号により告示したそれぞれの期限までに提出できる権利をいう。）と同等の権利を与える。

四 財務大臣は、重要事実の開示の際、併せて最終決定までの目途を通知する。

(6) 調査の対象となる期間（法第8条第5項、政令第8条第1項第5号）

法第8条第5項に規定する調査の開始に当たり、政令第8条第1項第5号に基づき告示する調査の対象となる期間は、原則として、以下のとおりとする。

- 一 不当廉売された貨物の輸入の事実 1年間
- 二 当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実 3年間
- 三 6（6）一の期間は、二に含まれるものとする。

(7) 調査の取りやめ（政令第16条第3項）

政令第16条第3項に規定する調査を取りやめることの決定は、以下の場合に行われる。なお、6（7）一においては、7. の規定に留意して算出を行う。

- 一 法第8条第5項に規定する調査の過程において、当該調査に係る貨物の輸出価格に占める不当廉売差額の割合が2%未満であることが明らかとなった場合
- 二 法第8条第5項に規定する調査の過程において、特定の供給国からの不当廉売された貨物の輸入量が当該貨物の全輸入量の3%未満であることが明らかとなった場合（不当廉売された貨物の輸入量が単独では当該貨物の全輸入量の3%未満である特定の供給国からの輸入量を合計した場合に、当該貨物の全輸入量の7%を超える場合は除く。）
- 三 法第8条第4項、第12項、第21項、第26項又は第31項において準用する第21項の規定による課税の求め等に基づき調査が開始された場合において、当該課税の求め等が取り下げられたことによって、調査の継続の必要性がないと認められる場合
- 四 調査の手の進行を正当とするための証拠が十分でないと認められる場合、その他の調査を取りやめることが妥当であると認められる場合

7. 不当廉売差額の算出

(1) 算出における原則（法第8条第1項）

原則として、以下の事項に従って不当廉売差額の算出を行う。

- 一 個々の取引の加重平均により算出された正常価格と比較可能な全ての輸出取引の加重平均により算出される輸出価格との比較を行う。
- 二 換算通貨は現地通貨を用いる。
- 三 調査の対象となる期間に販売されたものを対象とする。なお、販売の日とは、通常、実質的な販売条件が定められる日であるが、販売の日を定める際には、個々の事案ごとに判断することとする。
- 四 正常価格と輸出価格との比較は、工場渡しの段階で行う。
- 五 通常の商取引に該当しないと認められる取引については、価格比較の検討から除外する。
例えば、以下の取引は、通常の商取引に該当しないものと考えられる。
 - ① 少額又は少量の取引
 - ② 試験用サンプル輸入
 - ③ 見本のための無償取引

(2) 関連企業間の取引（法第8条第1項、第36項、政令第2条、第3条、関税定率法施行令第1条の8）

関連企業間の取引に該当するか否かの判断に当たっては、関税率法施行令第1条の8（特殊関係の範囲）の規定を参考としつつ、次に掲げる事項を考慮して行う。

- 一 一方が他方の議決権に係る株式の5%以上を保有している場合
- 二 両者の議決権に係る株式のそれぞれ5%以上が同一の第三者によって保有されている場合
- 三 その他取引を行った企業間に関連があると認められる場合

(3) 輸出価格（法第8条第1項、第36項、政令第3条）

輸出価格の算出に当たっては、7（2）に規定する関連企業間の取引を法第8条第36項に規定する輸出者と連合している輸入者による輸入とみなすことができ、当該輸入とみなした場合には、同項及び政令第3条の規定により算出を行うものとする。

(4) 正常価格（法第8条第1項、政令第2条）

一 正常価格の算出に当たっては、原則として関連企業間の取引を除外する。ただし、法第8条第1項に規定する輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格（その他これに準ずるものとして政令第2条第1項第1号で規定する場合を含む。）に基づいて正常価格を算出する場合には、当該取引が関連企業間の取引を除く取引から算出される正常価格の98%以上102%以下の価格で行われる取引については、正常価格の算出に含めることができる。

二 正常価格の算出に当たり、政令第2条第3号に規定する価格、又は同条第4号に規定する価格のうち不当廉売された貨物の原産国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における当該貨物と同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格以外の価格を用いる場合には、単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格（コスト割れ価格）による販売を除くことができる。

(5) 不当廉売関税率の算出（法第8条第1項）

法第8条第1項に規定する不当廉売関税を従価税により課する場合には、調査に係る貨物の不当廉売差額を、当該調査の対象となる期間中に輸入された当該貨物のC I F価格（本邦までの運賃及び保険料を加えた取引価格）で割ることにより算出する。

(6) 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（政令第2条第3項、第10条の2第1項から第4項まで）

一 政令第2条第3項の規定において中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）又はベトナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。

- ① 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該輸入貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。7（6）－④において同じ。）の重大な介入がない事実
- ② 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
- ③ 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
- ④ 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

⑤ その他特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実について財務大臣が適当と認めるものであって、調査開始時に生産者に通知するもの

二 政令第2条第3項及び第10条の2の規定の適用に当たっては、平成23年10月31日付の「アジアにおける平和と繁栄のための戦略的なパートナーシップの下での行動に関する日越共同声明」2(3)において、「日本政府は、二国間の戦略的パートナーシップを強化するため、ベトナム政府による同国の貿易措置とWTO協定及びベトナムのWTO加盟議定書との整合性を確保するための努力を認め、ベトナム政府が今後自国の市場経済の完全化を継続するとの了解の下に、ベトナムのWTO加盟議定書における作業部会報告書パラグラフ第255を適用しないことを宣言した。」とされていることに留意する。

(7) 価格の比較に及ぼす条件の差異(政令第2条第4項)

政令第2条第4項に規定するその他価格の比較に影響を及ぼす条件の差異とは、例えば、供給国における市場価格に影響を与えるような貨物の品質上の差異及び支払条件、品質保証、アフターサービス等の販売条件の差異並びに課税上の差異をいう。

8. 証拠の提出等の求め(政令第8条第1項第7号、第10条第2項、第10条の2第2項、第12条の2第2項、第13条第2項、ダンピング防止協定6. 1. 1)

(1) 財務大臣は、政令第10条第2項若しくは第10条の2第2項の規定による証拠の提出、政令第12条の2第2項の規定による意見の表明又は政令第13条第2項の規定による情報の提供(以下「証拠の提出等」という。)の求めに際し、利害関係者又は産業上の使用者等に質問状を送付するときは、当該質問状の回答期限を調査事案ごとに質問状に明示する。なお、質問状の標準様式は別添5とし、個別の調査においては、事案の性格に応じて必要な修正を加えたものを使用する。

(2) 証拠の提出等を求める場合には、書面による提出とともに、併せて電磁的記録媒体による任意の提出を求める。

(3) 証拠の提出については、調査の開始に当たり、政令第8条第1項第7号に基づき告示される証拠の提出の期限までに提出される必要があるが、それ以外に証拠の提出を認める場合には、以下の場合が考えられる。

一 質問状を送付する場合

二 仮の決定に際し、その内容に関する証拠の提出を求める場合

三 重要事実の開示に際し、その内容に関する証拠の提出を求める場合

四 現地調査において証拠の提出を求める場合

五 その他やむを得ない場合として証拠の提出を求める場合

(4) 8(1)の質問状の回答期限は、原則として、証拠の提出等の求めの通知日から37日を経過する日までを目途に設定することとし、その期限までに提出できない特段の理由があると認める場合には、その理由等に応じて当該期限を最長14日間延長することとする。

9. 現地調査(ダンピング防止協定6. 7、附属書I)

(1) 提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手するため必要がある場合には、ダンピン

ダンプ防止協定 6. 7 の規定に従い、輸出国における供給者に対し、以下のとおり現地調査を行う。

一 調査前

① 調査日程の調整

イ 現地調査の対象者（以下「対象者」という。）に対し、現地調査の受入れの可否について確認する。

ロ 現地調査の受入れに同意した対象者と日程を調整する。

ハ 輸出国における政府の代表者に対し、現地調査実施の通知を行い、反対しないことを確認する。

② 対象者への事前通知

日程決定後、対象者に対し、通知文書、現地調査に係る説明文書を送付する。輸出国における供給者に対しては、詳細な調査項目をこれらの文書と併せて送付するものとし、準備期間等に配慮し、現地調査の日までに相当な期間をおいて発出する。

二 調査後

① 調査結果報告書を作成する。

② 重要事実の開示において、当該調査の結果に係る企業に対し、調査結果報告書を送付する。

③ 9（1）ニ②の規定にかかわらず、重要事実の開示前であっても、当該調査の結果に係る企業の求めがある場合には、調査結果報告書を開示する。

(2) 8（3）四の規定により、現地調査において証拠の提出を求める場合の対応については、次のとおりとする。

一 証拠については書面での提出が必要であり、提示のみでは証拠の提出とみなさない。

二 証拠については書面での提出とともに電磁的記録媒体による任意の提出を求める。

三 現地調査当日に証拠が提出できないものは回答がなかったものとみなすこととし、現地調査時に提出した証拠の差替えは、原則として認めない。

四 現地調査前に明らかになった事実に関連しない新規の証拠の提出は、原則として認めない。

五 現地調査の終了時まで、対象者に対し、現地調査中に提出した証拠の目録の提出を求める。現地調査中に提出を求めた証拠については、当該目録を用い、求めた証拠が正しく提出されていることにつき確認を行う。

六 調査の正確性を向上させる観点から、原則として、質疑応答は録音する。

七 現地調査は、原則として日本語で行うこととし、適宜通訳を使用する。

八 証拠が提出されない場合その他対象者の協力が十分に得られない場合には、現地調査を終了することができる。

九 9（2）八により現地調査を終了した場合、10（2）の手續に従い、知ることができた事実（以下「ファクツ・アヴェイラブル」という。）を適用する。

(3) 9（1）及び（2）の規定は、本邦の生産者及び輸入者に対して行う場合にも準用する。

10. ファクツ・アヴェイラブル（政令第10条第4項、ダンプ防止協定 6. 8 及び附属書 II）

(1) ファクツ・アヴェイラブルの適用とは、政令第10条第4項に規定する手續をいうものとし、

例えば、以下の場合に用いることができる。

- 一 8. による証拠の提出の求めに対し、当初設定された回答の期限内に回答が行われない場合
- 二 8. による証拠の提出の求めに対し、部分的な回答のみが行われ、必要な証拠の提出がされない場合
- 三 提出された証拠の正確性が検証できない場合
- 四 調査を妨害する等、正当な理由なく証拠の提出を著しく遅延させているものと認められる場合

(2) ファクツ・アヴェイラブルの適用に当たっては、次の手続に従う。なお、結果的に、調査に非協力的な利害関係者に対して、不利な結論となることがあり得る。

また、質問状を送付する際には、質問状の回答期限を徒過した場合にファクツ・アヴェイラブルが適用される可能性があることにつき当該質問状に記載することとし、現地調査に係る説明文書を送付する際には、現地調査において提出を求めた証拠が当該調査の終了までに提出されなかった場合にファクツ・アヴェイラブルが適用される可能性があることにつき当該説明文書に記載することとする。

- 一 質問状の回答期限を徒過した場合は、原則として回答が行われなかったものとみなす。
- 二 現地調査において、現地調査前に提出された証拠の正確性を検証するための証拠の提出を求める場合、求めた証拠のうち現地調査が終了するまでに提出されないものは回答がなかったものとみなす。
- 三 仮の決定においては、仮の決定を通知する書面に、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した証拠及び適用した手法を記載する。
- 四 重要事実の開示においては、重要事実を通知する書面に、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した証拠及び適用した手法を記載する。
- 五 最終決定においては、当該決定を通知する書面に、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した証拠及び適用した手法を記載する。
- 六 利害関係者から直接的に得られた証拠がない場合であっても、ファクツ・アヴェイラブルの適用により二次的な情報を証拠として利用する際には、当該二次的な情報を十分に精査することとする。

11. 標本抽出（サンプリング）（ダンピング防止協定6.10、6.10.1、6.10.2）

(1) 次のいずれかに該当する場合には、ダンピング防止協定6.10の規定により、検討の対象について、関係国からの輸出量のうち合理的に調査できる範囲を超えるものと判断し、標本抽出（以下「サンプリング」という。）を行うことができる。

- 一 知り得た輸出国の供給者の数が20を超える場合
- 二 調査に係る貨物の品種の数が知り得た輸出国の供給者ごとにダンピングの価格差を決定することができないほど多い場合

ただし、11(1)一に関し、知り得た輸出国の供給者の数が20を超えない場合においても、調査へ協力することを表明した輸出国の供給者の数が合理的に調査できる範囲を超えるときは、

サンプリングを行うことができる。

(2) サンプリングを行う場合には、次の手順に従う。

- 一 知り得た全ての輸出国の供給者に対して書面を送付し、調査へ協力するかどうか及び取引概況等（調査の対象となる期間に係る対象貨物の日本向け及び第三国向け輸出量、輸出国における国内販売量及び生産量）について回答を求める。
- 二 得られた回答等に基づき、11（1）に該当する場合には、調査へ協力することを表明した供給者の中から代表的な供給者を抽出し、標本（以下「サンプル」という。）とする。
- 三 抽出された者に対して、サンプルとなる旨を通知する。
- 四 調査へ協力することを表明した供給者のうち、抽出されなかった供給者に対しては、サンプルとならなかった旨及び抽出された供給者のデータにより事実認定を行う旨を通知する。ただし、当該者が、事前又は事後適時にサンプルとなることを希望する旨を申し出、8. による証拠の提出の求めに際し送付した質問状に対し、当該質問状の回答期限内に十分な回答を行っていた場合には、調査に関する手順が6（5）二のとおりに行進することを妨げない限りにおいて、当該者をサンプルに含めることとし、その旨を通知する。
- 五 調査へ協力することを表明しなかった供給者及び11（2）一の書面に対する回答が得られなかった供給者については、10（2）の手順に従い、ファクツ・アヴェイラブルの適用を行う。

(3) サンプリングを行う場合には、次の点に留意する。

- 一 原則として日本への輸出量が多い生産者を順番に抽出し、抽出された者の輸出量の合計が輸出量全体の概ね50%を占めることを確保する。ただし、協力することを表明した供給者が本条件を満たさないと認められる場合には、この限りでない。
- 二 当該調査に係る貨物の供給国が複数存在する場合は、それぞれの国から抽出されることを確保する。
- 三 当該調査に係る貨物に複数の品種が存在する場合は、抽出された者の輸出する品種が全ての品種を含むことを可能な限り確保する。

12. 仮の決定

(1) 仮の決定の通知等（政令第10条第2項、第10条の2第2項、第12条の2第2項、第13条の2）

仮の決定の通知等を行う際の対応については、次のとおりとする。

- 一 仮の決定の通知及び告示において、必要があると認める場合には、当該決定の内容に直接関係するものに限り、回答期限を定めて、政令第10条第2項又は第10条の2第2項の規定による証拠の提出を求める。
- 二 仮の決定の告示において、必要があると認める場合には、当該決定の内容に直接関係するものに限り、回答期限を定めて、政令第12条の2第2項の規定による意見の表明を求める。なお、産業上の使用者等に係る意見の表明についても、利害関係者に係る意見の表明と同様、最終決定へどのように反映するかについては裁量であり、不当廉売関税を課することの独立した要件ではないが、本邦の産業の保護の必要性を判断する際の考慮要素の一つとする。

三 仮の決定時には、原則として、それまでに判明した当該決定の基礎となる事実につき中間報告書を作成し、ウェブサイトに掲載するものとする。

(2) 仮の決定後の対応（法第8条第8項、第9項）

仮の決定後の対応については、次のとおりとする。

- 一 仮の決定において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、法第8条第9項の規定による措置（以下「暫定措置」という。）をとること又は同条第8項前段に規定する約束を受諾することができる。
- 二 仮の決定において、不当廉売された貨物の輸入の事実が推定に至らないが、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定される場合には、調査の継続を検討する。
- 三 仮の決定において、不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定に至らない場合には、調査の終了を検討する。

13. 暫定措置がとられる貨物の輸出者（政令第17条第1項第2号）

政令第17条第1項第2号に規定する相当の割合は、概ね50%とする。

14. 約束（法第8条第8項前段、第14項前段、第24項、第28項、第31項）

(1) 約束の受諾の要件

約束（法第8条第8項前段（同条第14項前段、第24項及び第28項において準用し、並びに同条第24項の規定を同条第31項において準用する場合を含む。）に規定する約束をいう。14（1）及び（3）から（5）までにおいて同じ。）は、以下に定める事項のいずれもが規定されている申出がなされた場合に限り受諾される。

- 一 当該約束の有効期間は、当該約束の受諾の日から5年以内の当該約束で定める日を経過する日に満了する。ただし、政令第14条第3項の規定により当該約束が消滅した日又は当該約束が撤回された日、当該約束の違反があった日、法第8条第31項の規定において準用する同条第22項の調査により同条第20項各号に掲げる事情の変更があると認められた場合（同条第31項の規定において準用する同条第24項の規定により新たに約束が受諾される場合を除く。）におけるこれらの調査が完了する日、その他の当該約束が効力を失った日のいずれか早い日が、当該約束の受諾の日から5年以内の当該約束で定める日を経過する日より前である場合、本約束は、当該いずれか早い日に効力を失う旨の規定。
- 二 当該約束の履行に関連する情報の提供、関連資料の確認その他必要と認められる事項に関する規定。なお、本規定には、少なくとも以下に掲げる事項が含まれるものとする。
 - ① 調査に係る貨物の輸出国における国内販売に係る情報及び第三国向け輸出についての輸出取引に関する情報が定期的に提出されること。
 - ② 調査に係る貨物の生産に関する情報が定期的に提出されること。
 - ③ 約束の履行を確認するために必要であると考えられるその他の情報が必要に応じて提出されること。
 - ④ 不当廉売された貨物の第三者による本邦への不当廉売輸出及び第三国を通じた本邦への

迂回輸出を最大限に防止すること。

- ⑤ 提供された情報等の真実性を検討するため、現地検証の実施を無条件にかつ随時受け入れること。
- ⑥ 約束を撤回しようとする場合には、事前に申し出ること。
- ⑦ 不当廉売の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に貨物の価格を修正する旨の約束の申出がなされた場合にあっては、以下に例示する事項。
 - イ 本邦の産業の損害が除去される価格が提示されること。
 - ロ 調査に係る貨物の価格が変動する場合には、本邦の産業の損害が除去される形で約束価格も連動させること及び当該価格の検証可能な算出方法が併せて提示されること。
 - ハ 顧客に対する便益（割引等）が与えられた場合においても、約束価格が維持されること。
 - ニ 調査に係る貨物の日本向け輸出についての輸出取引に関する情報が定期的に提出されること。
- 三 当該約束の申出をした輸出者が当該約束の履行に関連する情報の提供又は関連資料の確認その他約束の履行に際して必要と認められる事項を拒否した場合には、当該約束の違反があったものとみなされる旨の規定。
- 四 日本国政府が約束の違反がなされたか否かの判断を独自に行うことを認める旨の規定。

(2) 約束に際しては、次の手続に従う。

- 一 約束（法第8条第8項前段（同条第14項前段、第24項及び第28項において準用する場合を含む。）に規定する約束をいう。）の申出は、重要事実の開示の日の10日後までに行うものとする。
- 二 約束に際しては、政令第7条第1項に規定する申請者に対し、意見を表明する機会を与えるものとする。

(3) 14(1)に定める事項のいずれもが規定されている約束の申出がなされた場合であっても、次のいずれかに該当する場合には、当該申出を拒否することができる。

- 一 約束履行が疑わしいと判断される客観的事情が存在する場合
- 二 約束の遵守状況の監視が困難になると判断される客観的事情が存在する場合
- 三 その他約束の受諾が不適切と考えられる場合

(4) 約束を受諾した場合においても、原則として調査を継続することとする。

(5) 約束に違反した事実があったと判断した場合の対応については、次のとおりとする。

- 一 調査が完了していない場合には、その時点における最大限の入手可能な情報により直ちに暫定措置をとるとともに、速やかに調査を完了させ、法第8条第1項の規定により不当廉売関税を課することができる。
- 二 調査が完了している場合には、直ちに法第8条第1項の規定により不当廉売関税を課することができる。

15. 重要事実の開示（政令第15条）

重要事実の開示において、必要があると認める場合には、当該重要事実の内容に直接関係するも

のみに限り、回答期限を定めて、政令第10条第2項又は第10条の2第2項の規定による証拠の提出を求める。

16. 新規供給者とならない者（政令第6条）

政令第6条各号に規定する支配とは、我が国の会計原則に基づく次のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合
- 二 他の会社等の議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
 - ① 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。
 - ② 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
 - ③ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - ④ 他の会社等の資金調達額の総額の過半について融資を行っていること。
 - ⑤ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。
- 三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている場合であって、かつ、16. 二の②から⑤までのいずれかの要件に該当する場合